

2019年1月31日

会員各位

日本代理収納サービス協会

**消費税の軽減税率制度に導入に伴う
代理収納帳票お客様控えの消費税額表記について**

消費税率の引き上げに合わせて2019年10月1日から実施される消費税の軽減税率制度に伴い、2019年10月1日より区分請求書等保存方式、2023年10月1日より適格請求書等保存方式が導入される予定です。

本制度のもとでは、事業者等が発行する請求書には「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」や、「税率ごとに合計した対価の額および適用税率」等の記載が必要となります。当協会より税務署等に確認したところ、現在、代理収納帳票のお客様控え(以下「お客様控え」といいます)に記載される消費税額の表記(例:「うち消費税〇〇〇円」等)については、本制度導入以降も現行と変わりなく、実際に支払者が負担する消費税額(区分がある場合はその合計額)を記載することで足りるという主旨の回答を得ました。

これは、お客様控えはあくまでも当該金銭を授受したことの証憑であり請求書等ではないこと、また、お客様控えに記載の消費税額は課税対象取引の金額を明示するものであるためです。

なお、当該請求書を発行する事業者が払込票とあわせて発行する納品書や請求書(お客様控えに付随する請求明細や納品書、あるいはWeb画面等に表示される請求明細や納品書等)については本制度導入に伴う対応が必要であり、これらは事業者等の責任により対応すべきものと考えます。

以上